

郡山市体育施設条例（昭和 48 年郡山市条例第 63 号）第 17 条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和 6 年 7 月 16 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 施設の概要

施設名称	所在地
開成山屋内水泳場	郡山市開成一丁目 5 番 12 号

第 2 指定管理者が行う管理の基準

1 基本方針

- (1) 設置目的を達成するために必要な事業を実施するとともに、利用者の増加を図ること。
- (2) 施設の平等利用を確保すること。
- (3) 施設は、利用者の安全確保を第一とし、感染症等の感染防止対策はもとより、良好な環境衛生及び正常な機能の維持を目的として、法令で定められた法定点検、保守点検及び日常点検を確実に実施し、市が点検結果の提示を求めたときは速やかに提示すること。
- (4) 施設の効用を最大限に発揮させるため、創意工夫のある計画的な事業を実施すること。
- (5) 利用者に不快感を与えることのないよう、親切かつ丁寧なサービスを提供すること。
- (6) 市、地域、関係機関及び他施設の指定管理者と密接に連携を図りながら、管理運営を行うとともに、地域活性化に寄与する取組みを推進すること。
- (7) 利用者及び市等の意見を適確に捉え管理運営に反映し、利用者の満足度を高めること。
- (8) 関係法令を遵守し、適切な対応を図ること。
- (9) 郡山市公契約条例（平成 28 年郡山市条例第 64 号）第 5 条の事業者の責務に基づき、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めること。
- (10) 業務上知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故の防止、その他、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (11) 施設や事業の PR 以外の指定管理者の営利目的のチラシやポスター等を施設や施設のウェブサイトに掲載しないこと。
- (12) 施設の利用予約に当たっては、原則、郡山市公共施設案内・予約システム（ウェブサイトから施設の空き状況の確認や利用予約申請を行えるシステム）を活用すること。

2 関係法令等の遵守

次に掲げる関係法令等を遵守し、管理運営を行うこと。

なお、本仕様書の作成後、指定管理期間満了日までの間に改正があった場合は、改正後の内容を遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）ほか行政関連法令等
- (2) 開成山屋内水泳場の指定管理者募集要項・業務仕様書
- (3) 郡山市体育施設条例（昭和 48 年郡山市条例第 63 号）
- (4) 郡山市体育施設条例施行規則（平成 27 年郡山市規則第 23 号）
- (5) 郡山市公契約条例（平成 28 年郡山市条例第 64 号）
- (6) 郡山市公契約条例施行規則（平成 29 年郡山市規則第 25 号）
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、育児・介護休業法（平成 3 年法律第 76 号）ほか労働社会保険関係法令等
- (8) 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）
- (9) 郡山市情報公開条例（平成 13 年郡山市条例第 44 号）
- (10) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）ほか暴力団排除に関する法令等
- (11) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (12) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (13) プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月文部科学省及び国土交通省策定）
- (14) 遊泳用プールの衛生基準（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号、厚生労働省健康局長）
- (15) 郡山市遊泳用プール衛生管理指導要綱（平成 14 年 2 月 15 日制定）
- (16) プール公認規則（2023）（2023 年 4 月 1 日施行、公益財団法人日本水泳連盟）
- (17) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
- (18) 郡山市指定管理者制度ガイドライン
- (19) その他施設の管理業務に関連する法令等

第 3 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 施設の適切な維持管理及び運営に関する業務
- 2 施設の利用拡大及び利便増進に関する業務
- 3 前各項に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

第 4 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

第 5 利用料金

施設の使用料については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金として指定管理者の収入とする。

第6 指定管理者の指定を受けることができる団体の資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の1から11までの全ての要件を満たす団体であること。複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となる全ての団体が要件を満たすことが必要である。

なお、本公告第9第1項に掲げる参加意思表明書の提出締切日以降から、指定管理者の候補者の決定前までの間に、次の要件を満たさなくなった場合は、指定管理者の候補者になることができない。この場合において、市は一切の費用負担を負わない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- 4 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 5 法人税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 6 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- 7 福島県暴力団排除条例及び郡山市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等でないこと。
- 8 取締役、執行役その他これに準ずるべき者のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 指定管理者の指定を取り消された団体において、当該取消しの日前30日以内にその取締役、執行役その他これらに準ずべき者であった者で、指定管理者の募集の公告又は指名の日（以下「公告等の日」という。）において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処された者で、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して、公告等の日において2年を経過しない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- 9 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触する団体（地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。）でないこと。
- 10 郡山市開成山屋内水泳場指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）の委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

第7 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項

開成山屋内水泳場の管理に係る経費については、指定管理料の額が次の基準価格以下となるように、申請の際の事業計画及び収支予算を作成すること。

1 基準価格

指定管理期間内の総額 898,941 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 非精算方式

指定管理料は、提案を受けた額を上限とし、不足額又は余剰金が生じた場合でも、原則、市がこれを補填し、又は余剰金を市に納入させる等の処理は行わないものとする。

ただし、余剰金については、指定管理者が、指定管理料の圧縮につなげるため、次年度の収入として、繰り入れすることや、自主事業の財源に充当することは妨げない。

3 非精算方式の例外

(1) 修繕費

修繕費については、指定管理者が支払った修繕実績額が、市が定めた修繕費予算額を下回る場合は、その差分について市へ返還するものとする。

なお、指定管理者の支出超過となった場合でも、市からの補填は行わない。

(2) 消費税及び地方消費税

指定管理料は、消費税及び地方消費税の額を指定管理料に含め支払う。

なお、税率の変更が生じる場合は、指定管理料との差分の対応について市と協議すること。

(3) 施設・設備に関する業務未実施

業務未実施又は業務を実施したものの、事前に市に提出された各種事業計画書との間で、実施内容に明らかな乖離があったと市が認めた場合は、業務に要する相当額を市へ返還しなければならない。

返還する金額については、申請書類等を基に指定管理者が積算し、市と協議すること。

なお、返還に当たり、改善勧告や業務停止命令、指定取消を行う場合がある。

(4) その他業務の未実施

上記(3)と同様に取り扱う。

(5) 人員未配置

提出した人員配置計画書との乖離があった場合は、未配置となった人員分について、相当額を市へ返還しなければならない。

返還する額については、申請書類等を基に指定管理者が積算し、市と協議すること。

ただし、未配置となった人員分を補うため、配置した既存の人員内で業務が適正に遂行されたと市が判断した場合は、この限りでない。

4 その他

指定管理料の額は、予算の範囲内で決定されるため、市との協議により、申請時に提出のあった価格を下回る場合があるものとする。

また、指定管理者から申請の際に提案された額を上限として、指定管理料の増額は一切行わない。ただし、リスク分担による場合を除くものとする。

第8 募集に関する情報

募集に関する情報については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/ppp/116980.html>

第9 参加意思表明書の受付

参加する意思のある事業者は、参加意思表明書及び必要書類（以下「必要書類等」という。）を提出すること。

- 1 提出期間 令和6年7月16日（火）から令和6年8月9日（金）午後5時15分まで
ただし、持参による場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。
- 2 提出書類等
 - (1) 参加意思表明書
 - (2) 法人等概要書
 - (3) 指定管理実績一覧
 - (4) 共同事業体構成書
 - (5) 共同事業体協定書兼委任状又はその写し
 - (6) 納税証明書又はその写し
 - (7) 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体は規約）
 - (8) 登記事項証明書（法人以外の団体は、氏名及び住所を記載した役員名簿）又はその写し
 - (9) 団体の組織について記載した書類
 - (10) 直近2年間の各営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、事業報告書等）
 - (11) 就業規則（休暇制度、給与規程、情報セキュリティに関する規程、個人情報の取扱いに関する規程、ハラスメント防止に関する別規定がある場合にはそれを含む。また、非正規雇用などの雇用区分ごとに別規定がある場合にも同様とする。）
 - (12) 申請日から3か月以内の印鑑証明書又はその写し
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 3 提出方法 持参又はメール（郵送又はファクシミリによる提出は不可とする。）
- 4 提出先 郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課（郡山市役所本庁舎5階）
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-3441
メールアドレス sportsshinko@city.koriyama.lg.jp

第10 指定申請の受付

- 1 申請期間 令和6年8月19日（月）から令和6年9月17日（火）午後5時15分まで
ただし、持参による場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。
- 2 申請書類等
 - (1) 指定管理者指定申請書
 - (2) 提案概要書
 - (3) 事業計画書
 - ア 管理運営に係る提案書
 - イ 指標に対する目標
 - ウ 目的内自主事業に係る事業計画書
 - エ 目的外自主事業に係る事業計画書

オ 施設維持管理計画書

カ 人員配置計画書

(4) 収支予算書

(5) 収支予算内訳書

(6) 外部委託業務予定書

(7) 暴力団排除に関する誓約書

(8) 収支予算書内訳書の積算（収入の内訳、人件費、事務費、管理費）が確認できる資料

(9) 勤務ローテーション表

(10) 有資格者証の写し

(11) プレゼンテーション資料

(12) その他市長が必要と認める書類

3 申請方法 持参又は郵送（メール又はファクシミリによる提出は不可とする。）

郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかによるものとし、申請期間内の消印のものを有効とする。

申請書類等は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）で定める一般信書に該当し、メール便や宅配便等での送付は、郵便法第 4 条に違反する可能性があるため、受け付けない。

4 申請先 郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課（郡山市役所本庁舎 5 階）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-3441

第 11 指定管理者の選定の基準及び方法

1 郡山市事業者選定審議会条例（平成 30 年郡山市条例第 7 号）第 1 条第 2 項に基づき、指定管理者の候補者の選定を目的とした審議会において、各委員が次の 7 の選定の基準項目について審議し、管理を委任するのに最適と認めた申請団体を、指定管理者の候補者として選定する。

2 評価は、評点方式で行う。

3 他の申請団体がいない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定しない。

4 申請団体の評価が同点となった場合は、7 の選定の基準（2）施設の効用の最大限の発揮の項目が高い申請団体を高順位者とする。

5 上記 4 の場合においても評価が同点であった場合は、審議会において協議の上、高順位者を決定する。

6 審議会は、ヒアリング又はプレゼンテーションが必要な場合、申請団体に対して日程及び必要な事項を別途通知し、出席を求める。

7 選定の基準

(1) 市民の平等な利用の確保

平等な利用の確保（ダイバーシティ&インクルージョンへの取組・配慮）

(2) 施設の効用の最大限の発揮（施設の設置目的の効果的達成）

ア 管理運営方針

(ア) 市が示した管理運営方針との合致

(イ) 地域（近隣・広域含む）連携等

- イ 利用者増加のための取組内容
 - 効果的な情報発信等
- ウ 市民サービス向上のための取組内容
 - (ア) 具体的なサービス向上策
 - (イ) 施設の設置目的を達成するための取組
 - (ウ) 主に利用者を対象とした管理運営を効果的・効率的に行うためのデジタル化への取組等
- エ 効果的な事業の実施
 - (ア) 施設の機能を最大限に活用するための具体的な事業
 - (イ) 他団体・地域との連携
 - (ウ) 感染症対策
 - (エ) 効果的・実現可能な提案事業及び自主事業等の提案等
- オ 利用者ニーズの把握・反映のための取組内容
 - (ア) 利用者アンケートの質問内容
 - (イ) 活用方法
 - (ウ) 要望や苦情等への対応等
- (3) 管理経費の縮減（実現可能な収支計画）
 - ア 施設の管理運営に係る経費（指定管理料）
 - イ 市の負担経費の削減策（市が光熱水費を負担する施設）
- (4) 管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤
 - ア 人的能力
 - (ア) 十分な危機管理体制
 - (イ) 研修体制
 - (ウ) 指導育成体制等
 - イ 物的能力
 - (ア) 収支予算と事業計画の妥当性
 - (イ) 主に内部職員を対象とした管理運営を効果的・効率的に行うためのデジタル化への取組等
 - ウ 経営モラル及び財務状況の健全度
 - エ 運営実績
 - 類似施設を良好に運営した実績・実績の規模等
- (5) 適切な施設の維持管理（個人情報保護の措置を含む。）
 - ア 維持管理の内容・的確性・安全性
 - イ 関係法令等の遵守
 - ウ 個人情報の保護
- (6) 雇用及び地域経済への配慮
 - ア 雇用・労働条件への配慮
 - イ 地域経済への配慮（地元採用・地元発注）
 - ウ 地域経済への配慮（経済波及効果の広範性）
- (7) その他特に加点すべき提案等

ア 特に加点して評価すべき特性、提案等

イ 提案内容の具体性及び魅力並びに効果

8 審査上の選定の基準の考え方

(1) 上記 7 の (1) から (7) までの各選定基準の評価の点数は、おおむね次のとおりとする。

選定基準		配点
7	(1)	5 点
	(2)	35 点
	(3)	5 点
	(4)	20 点
	(5)	15 点
	(6)	15 点
	(7)	5 点
合計		100 点

(2) 最低制限基準として、全ての審議会委員の合計点数が配点表の合計の 60% に満たない場合は失格とする。次点候補者においても、最低制限基準を満たす必要がある。

第 12 その他

1 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とする。

2 失格となる場合

(1) 申請資格を備えていない団体により申請がされたとき。

(2) 申請書類等に虚偽の内容が記載されているとき。

(3) 基準価格を超える指定管理料の提案がされているとき。

(4) 申請に際し不正又は不適切な行為を行ったとき。

(5) 審議会での協議により、審議を行うに当たって不適切と認められたとき。

(6) 審議会委員に審議会以外で接触した事実が認められたとき。

(7) 申請団体以外の団体がヒアリング又はプレゼンテーションに出席している事実が確認されたとき。